十　登録小型船舶教習所に係る権限のうち次に掲げるもの

イ　法第二十三条の三十二において準用する法第十七条の五の規定による届出の受理

ロ　法第二十三条の三十二において準用する法第十七条の六第一項の規定による届出の受理

ハ　法第二十三条の三十二において準用する法第十七条の七の規定による届出の受理

ニ　法第二十三条の三十二において準用する法第十七条の九の規定による命令

ホ　法第二十三条の三十二において準用する法第十七条の十の規定による命令

ヘ　法第二十三条の三十二において準用する法第十七条の十一の規定による命令

ト　法第二十三条の三十二において準用する法第十七条の十五の規定による公示

十一　法第二十三条の三十六第一項の許可及び同条第二項の規定による権限

十二　第二十二条第三項の規定による公示

十三　第二十八条（第四条の三、第九条の三第二項及び第六十八条の三において準用する場合を含む。）の規定による認定

十四～二十五　（略）

２　法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方運輸局長も行うことができる。

一　法第二十三条の二十一第一項及び法第二十九条の二第一項の規定による権限

二　法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の十三の規定による権限

三　法第二十三条の三十二において準用する法第十七条の十三の規定による権限

四　法第二十四条の規定による処分及びその取消し

五　法第二十九条の三第一項から第四項までの規定による権限

別表第十一（第九十三条、第百三十九条、第百四十二条関係）

一　遵守事項違反点数表

（表　略）

備考

１　（略）

２　この表の違反行為の内容の欄に掲げる用語の意味は、それぞれ次に掲げるところによる。

一　「酒酔い操縦」とは、法第二十三条の四十第一項の規定に違反する行為をいう。

二　「自己操縦義務違反」とは、法第二十三条の四十第二項の規定に違反する行為をいう。

三　「危険操縦」とは、法第二十三条の四十第三項の規定に違反する行為をいう。

四　「見張りの実施義務違反」とは、法第二十三条の四十第五項の規定に違反する行為のうち、第百三十八条第二号に掲げる事項を遵守しないことをいう。

五　「船外への転落に備えた措置義務違反」とは、法第二十三条の四十第四項の規定に違反する行為をいう。

六　「発航前検査義務違反」とは、法第二十三条の四十第五項の規定に違反する行為のうち、第百三十八条第一号に掲げる事項を遵守しないことをいう。

二・三　（略）

七　登録小型船舶教習所に係る権限のうち次に掲げるもの

イ　法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の五の規定による届出の受理

ロ　法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の六の規定による届出の受理

ハ　法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の七の規定による届出の受理

ニ　法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の九の規定による命令

ホ　法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の十の規定による命令

ヘ　法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の十一の規定による命令

ト　法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の十五の規定による公示

八　法第二十三条の三十二第一項の許可及び同条第二項の規定による権限

九　第二十二条第三項の規定による公示

十　第二十八条（第四条の三及び第九条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による認定

十一～二十二　（略）

２　法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方運輸局長も行うことができる。

一　法第二十四条の規定による処分及びその取消し

二　法第二十三条の二十一第一項及び法第二十九条の二第一項の規定による権限

三　法第二十九条の三第一項から第四項までの規定による権限

四　法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の十三の規定による権限

別表第十一（第九十三条、第百三十九条、第百四十二条関係）

一　遵守事項違反点数表

（表　略）

備考

１　（略）

２　この表の違反行為の内容の欄に掲げる用語の意味は、それぞれ次に掲げるところによる。

一　「酒酔い操縦」とは、法第二十三条の三十六第一項の規定に違反する行為をいう。

二　「自己操縦義務違反」とは、法第二十三条の三十六第二項の規定に違反する行為をいう。

三　「危険操縦」とは、法第二十三条の三十六第三項の規定に違反する行為をいう。

四　「見張りの実施義務違反」とは、法第二十三条の三十六第五項の規定に違反する行為のうち、第百三十八条第二号に掲げる事項を遵守しないことをいう。

五　「船外への転落に備えた措置義務違反」とは、法第二十三条の三十六第四項の規定に違反する行為をいう。

六　「発航前検査義務違反」とは、法第二十三条の三十六第五項の規定に違反する行為のうち、第百三十八条第一号に掲げる事項を遵守しないことをいう。

二・三　（略）